

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成24年度当初予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成24年3月22日

世 田 谷 区

1. 業務概要

(1) 件名

「世田谷区立小学校施設警備業務委託」（長期継続契約）

内訳：世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧・烏山地域 計4件

(2) 趣旨

昨今の社会状況などを背景に、世田谷区民の安全に対する意識はますます高まりつつある。教育施設である学校も、児童をはじめ、利用者にとって「安全で安心できる施設」でなければならない。一方で、学校は区民の各種地域活動の拠点としても重要な役割を担っており、「開かれた施設」であることも求められている。このような状況の中、学校施設の安定した警備体制と区民が安心して利用しやすい環境を保つことを目的として、事故等の緊急時対応や接客サービスなど、実績のある民間事業者のスキルを活用するため、世田谷区教育委員会の求める学校施設警備を実施できる事業者を広く公募するものである。

(3) 業務内容

保安警備業務

学校施設の安全を維持し、児童等が安心して利用できるよう、施設の日常的な警備業務と来校者等の対応を行なう。また、災害発生時や不審者など緊急事態が発生した際に、来校者と施設の安全を確保するために適切な対応をする。

窓口受付業務

受付にて、来校者等の窓口対応、案内及び電話対応を行う。

学校施設開放業務

区民等の各種活動団体への学校施設開放業務を円滑に行なうため、受付等の業務を行なう。

その他学校施設管理上必要とされる事項で世田谷区教育委員会と協議の上決定した業務

(4) 履行期間

平成24年9月1日より平成27年8月31日まで

(5) 募集区分

世田谷区立小学校64校を地域ごとに4学校群に分け、その学校群に属する小学校の施設警備業務をそれぞれ委託する法人を募集する。ただし、募集時点で

の地域分けはせず、選定委員会により上位4社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受託者が協議の上、委託地域を決定することとする。また、委託地域は一業者につき一地域とする。

2. 参加資格

(1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置し、施設警備業務に高い能力を有する法人であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 次の事項に該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

世田谷区から現に指名停止を受けている者

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

(1) 警備業務を確実かつ安定的に遂行する能力を有していること

・業務の実績、経営の状況等

(2) 警備業務を遂行するにあたって十分な信頼性を保持していること

・管理体制、研修体制、個人情報管理、緊急時対応等

(3) 警備業務の意義や特性を十分に理解し、業務遂行及び従事者配置において、積極的配慮が行えること

・従事者の管理、その他提案の内容等

(4) 提案に対して、見積もり金額が妥当であること

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育政策部学校職員課 職員係

(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)

電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成24年3月22日(木)～4月4日(水)

場所及び方法 世田谷区ホームページにて公開(子ども・教育 おしらせ)

区のホームページからダウンロード又は、上記(1)の窓口で

配付(窓口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～

午後5時)

希望者に無償配付する。

(3) 参加表明書の提出並びに場所及び方法

受領期限 平成24年3月22日(木)～4月4日(水)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所 上記5(1)に同じ

提出方法 持参に限る

(4) 提案書等の提出並びに場所及び方法

受領期限 招請通知受領日～5月7日(月)

参加表明書を提出した事業について参加資格の確認を行い、招請通知を発送する。

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所 上記5(1)に同じ

提出方法 持参に限る

6 . その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに
提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。